

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について

めん羊及び山羊（以下「めん山羊」という。）に由来する肥料については、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、平成13年10月4日以降の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請している。

令和元年6月、めん山羊に由来する肥料の出荷再開について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、食品安全委員会に諮問した結果、一定の管理措置を行うことを条件に出荷を再開することに問題がないとの回答があったことから、一時停止の要請を解除する事項としてめん山羊由来の原料を使用する肥料の製造及び工場からの出荷を認めることとした。

については、下記の通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、その運用について遺漏のないようお願いする。

記

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて
（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）